

イ 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは
疾病にかかり、又は通勤（補償法（他の法
律において準用し、又は例による場合を含
む。）の適用を受ける者にあつては補償法
第一条の二に規定する通勤、地方公務員災
害補償法の適用を受ける者にあつては同法
第二条第二項に規定する通勤、労働者災害
補償保険法の適用を受ける者にあつては同
法第七条第二項に規定する通勤をいう。次
条第一号において同じ。）により負傷し、
若しくは疾病にかかり、法第七十九条第一
号に掲げる事由に相当する事由に該当して
休職にされた場合における当該休職の期間
ハ 法人の就業規則等の定めるところにより
我が国が加盟している国際機関、外国政府
の機関その他これらに準ずる機関の要請に
応じ、これらの機関の業務に従事するため
に休職にされた場合における当該休職の
期間

四 準用国家公務員法第八十二条、国会職員法
第二十八条及び第二十九条第三号、自衛隊法
第四十六条若しくは地方公務員法第二十九条
の規定又は法人の就業規則等の定めによる停
職の期間（法人の就業規則等の定めるところ
により制裁として出勤を停止された期間を含
む。）

三 準用国家公務員法第八十条の六第一項ただ
し書若しくは地方公務員法第五十五条の二第
一項ただし書の規定により職員団体の業務に
専ら從事した期間又は法人の就業規則等の定
めにより労働組合の業務に専ら從事した期間
裁判官の育児休業に関する法律（平成三年
法律第百八号）第三条第一項
法律第百十一号）第二条第一項、裁判所職員
臨時措置法において準用する育児休業法第三
条第一項、国会職員の育児休業等に関する法
律（平成三年法律第百八号）第三条第一項
育児休業法第二十七条第一項において準用す
る育児休業法第三条第一項、地方公務員の育
児休業等に関する法律（平成三年法律第百十
号）第二条第一項又は育児休業、介護休業等
育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する
法律（平成三年法律第七十六号）第二条第
一号の規定による育児休業をした期間

五 裁判所職員臨時措置法において準用する自己啓発等休業法第三条第一項、自己啓発等休業法第十条において準用する自己啓発等休業法第三条第一項若しくは地方公務員法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業法をした期間又は法人の就業規則等の定めによる自發的な大学等における修学（自己啓発等休業法第二条第三項に規定する大学等における修学をいう。）若しくは国際協力の促進に資する外国における奉仕活動への参加のための休業をした期間

六 裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第三条第一項裁判所職員臨時措置法において準用する配偶者同行休業法第三条第一項、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条第一項、配偶者同行休業法第十三条第一項若しくは地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活することとするための休業をした期間

七 第十二条 留学費用償還法第五条第二項の規定により読み替えて適用する留学費用償還法第四条の各号列記以外の部分の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

イ 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなつた場合

ロ 準用国家公務員法第七十八条第二号、国公職員法第十二条第二号又は地方公務員法第二十八条第一項第二号に掲げる事由に該当して免職された場合

ハ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合

二 準用国家公務員法第七十八条第四号、国公職員法第十二条第四号又は地方公務員法第二十八条第一項第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

三 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第五十条の規定により退官した場合、準用國家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した場合（準用国家公務員法第八十二条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、国会職員法第十五条の六第一項の規定により退職した場合（同法第十五条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、自衛隊法第四十四条の六第一項若しくは第四十五条第一項の規定により退職した場合（同法第四十四条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

四 任期を定めて採用された特別職国家公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

五 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十二条第一項の規定により免職された場合

六 前各号に掲げる場合に準ずる場合として人事院が定める場合

（報告）

第十三条 各省各庁の長は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において実施した留学の名称及び当該留学を命ぜられた職員の数並びにかつて留学を命ぜられた職員のうち、当該年度内において離職（留学費用償還法第五条第二項の規定により離職とみなされる場合を含み、留学費用償還法第四条第五号又は第六号に該当して離職した場合を除く。）又は死亡した者の留学及び留学費用の償還に関する状況その他必要な事項を人事院に報告しなければならない。

（雜則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、職員の留学費用の償還に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則 (施行期日)
この規則は、留学費用償還法の施行の日（平成十八年六月十九日）から施行する。

附 則 (平成一九年三月三十日人事院規則)
この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三一日人事院規則)
この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二十日人事院規則)
（施行期日）
この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二〇日人事院規則)
（施行期日）
この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日人事院規則)
この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一一月二八日人事院規則)
この規則は、平成十九年十一月二十九日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二六日人事院規則)
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一日人事院規則)
この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月一日人事院規則)
この規則は、平成二一年六月一日人事院規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年六月二十四日人事院規則）